

横須賀法人会 ニュース みなと

# MINATO

CONTENTS

## 第34回法人会全国大会福井大会 平成30年度税制改正に関する提言を発表

三浦半島の街道を行く  
『復活!ゴジラのすべり台物語』

NO.  
**267**  
2017.11

法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動



**菊名の飴屋踊り** 三浦市南下浦町菊名地区に伝わり、白山神社例祭で奉納される県無形文化財指定・民俗芸能「菊名の飴屋踊り」が10月24日(例年は23日)夜、菊名区民会館前広場で上演された。飴屋踊りは、江戸時代に飴売りが客寄せのために演じたのが始まりとされる。以前は演者が男性のみで、高齢化などで中断していたが、地域の女性たちが関心を持ち、保存会の指導を受けながら平成20年に再開してから10回目となった。(写真:石川 巧)

# 第34回 法人会全国大会 福井大会開催 平成30年度税制改正に関する提言を公表



全国大会で挨拶する 全法連・小林栄三会長

## 法人会は税のオピニオンリーダーたる 経営者の団体

### 全法連・小林栄三会長のあいさつ

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

私たち法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しております。

現在、我が国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるものの、デフレ脱却は不透明なままであり、国民の実質所得と個人消費や設備投資が繋がる「好循環サイクル」に至っておりません。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である「成長戦略」を更に推し進め、大胆な規制改革の断行とともに、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化が不可欠です。また、国家的課題である財政健全化と持続可能な社会保障制度の両立のためには、一刻も早く財政規律を立て直すことが求められ、そのためには歳出・歳入一体の改革を着実に実行する必要があります。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび「税制改正についての提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しております。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



10月5日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第34回法人会全国大会」が、福井県産業会館で開催され、全国から1,750名の各会代表が集い、初秋の福井市が熱気に包まれた。

当会からは、渡辺会長、桜井副会長、菅原相談役、釜谷事務局長の4名が、記念式典や税制改正に関する提言の発表などに参加した。



## 平成30年度 税制改正に関する提言（要約）

### 基本的な課題

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に実行すべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入

するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれたため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

## 3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## 平成30年度税制改正スローガン

### [総論]

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！

超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！

### [法人税]

地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！

### [事業承継税制]

中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

## 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 5. マイナンバー制度について

## 6. 今後の税制改革のあり方

### Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。



左から渡辺会長・菅原相談役・桜井副会長

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

## 3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実  
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。

## Ⅲ. 地方のあり方

- 地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。
- 「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。
  - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
  - (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
  - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
  - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
  - (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員

報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め  
る。行政委員会委員の報酬についても日当制を  
広く導入するなど見直すべきである。

#### IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

#### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

### 税目別の具体的課題

#### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

#### 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
  - (2) 各種控除制度の見直し
  - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

#### 地方税関係

##### 1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

##### 2. 事業所税の廃止

##### 3. 超過課税

##### 4. 法定外目的税

#### その他

##### 1. 配当に対する二重課税の見直し

##### 2. 電子申告

### 大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の製作協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成29年10月5日  
全国法人会総連合全国大会

## 三浦半島の 街道を行く—53

### 復活!ゴジラのすべり台物語 ～青年たちの夢と熱意の結晶～

そもそも、ゴジラのすべり台を作ろうという事になったのは、昭和29年11月に公開されたシリーズ第1作、映画「ゴジラ」に由来する。映画は、水爆実験で目覚めたゴジラが東京湾に出現し上陸するというストーリーで、そのブームに乗って、昭和33年、観音崎多々良浜海水浴場にセメント製の恐竜のすべり台(全長約4メートル)が建設された。子ども達には「ゴジラのすべり台」の愛称で親しまれたが、潮風で劣化したため15年後に取り壊された。



多々良浜にあった恐竜のすべり台

#### それは ある青年のひと言から始まった。

平成6年、横須賀商工会議所青年部の会議中、横須賀のイメージについて話が及び、一人の部員から出た、昭和30年代～40年代に多々良浜にあったすべり台の思い出話があれこれ広がった。

話しは、次第に復活できないかと盛り上がり、すぐに平成7年度の青年部の正式事業に組み込まれ「ゴジラ準備室」が設置されることになった。

まずは、市民の声を聴くこと、イベント等に参加して反応を見ることが大切だということで、多くの市民が集う「横須賀みなと祭り」に参加した。すると、意外にもすべり台の知名度は高く、復活に共感して下さる方の「懐かしい!楽しい発想だ」「ぜひ子供たちのために作ってほしい」といった予想を超える声援の大きさに、部員たちは改めて実現を確信し奮い立った。

早速、ゴジラのすべり台復活を呼びかけるポスターとステッカーを作成することになった。

#### 熱い想いが市民と東宝を動かす

次に、ゴジラの著作権の使用許可を頂くために、千代田区有楽町にある東宝(株)本社に出向いて熱い想いの



©TOHO CO., LTD.

平成21年11月3日ゴジラのすべり台誕生10周年祝う  
記念イベントのようす 於：くりはま花の国

丈を伝えた。しかし、何の伝手もなくこちらが用意したのは在りし日のすべり台の写真一枚だけだった。その日はその写真を置いて帰ってきた。

1週間後の平成7年9月20日、東宝の担当者から著作権の使用を許可するとの連絡が届いた。

ようやくスタートラインに立てたこの日は、部員たちにとって記念すべき日となった。

それから3年の年月を費やして、横須賀市の主なイベントに参加し「復活!ゴジラのすべり台」を地道にPRし続けた。東宝からは、実際に撮影に使ったゴジラの模型やセットなどを借りることもでき、どのイベントも盛り上がった。

また、平成8年12月には、一般市民から在りし日のゴジラの写真を70枚以上集め、横須賀市役所やさいか屋、三浦藤沢信用金庫(現かながわ信用金庫)で写真展を開催し一層機運を高めた。

#### ゴジラが見守る公園

各種イベント等で積み重ねた署名は9,682名、町内会回覧板での署名は98,449名に達した。平成9年10月、10万8千名余りの署名に嘆願書を添えて、横須賀市長、神奈川県知事に提出した。

その後も部員たちは、夢と熱意で市内外を奔走し、製作費にかかる2,156万円の募金を集めてみせた。足かけ5年、平成11年11月、東宝の全面的な協力を得て、忠実に再現された全長10メートル・高さ8.75メートル・体重5トン、世界最大のゴジラのすべり台が「くりはま花のくに」(横須賀市神明町1)に完成した。

ゴジラが見守る公園は、18年の時を経てすっかり子供たちのヒーロー、横須賀のシンボルとして定着し、多くの市民、ゴジラファンに愛されている。ゴジラは当時の熱い想いとともにも今日も横須賀の前途を見据えているようだ。

(協力：横須賀商工会議所青年部)

# 最低賃金、確認した？ 最低賃金が改訂されました。

神奈川県最低賃金は、平成29年10月1日から時間額**956円** (26円▲) になりました。

## Q. 最低賃金制度とは？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

## Q. 最低賃金に含めない手当はありますか？

A. 以下の手当は、最低賃金額との比較に当たって算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②一か月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## Q. 派遣労働者への適用は？

A. 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。



最低賃金総合相談支援センター（☎0120-641-020）では、賃金を含む様々な経営・労務管理に関する課題に

対してワンストップで無料相談に応じています。  
また、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

## 業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

### 【お問合せ先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課  
☎045-211-7380

## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

### 【お問合せ先】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課  
☎045-650-2859

## 人事評価改善等助成金

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。

### 【お問合せ先】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課  
☎045-277-8801



## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し〈所得税〉

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 岩澤 篤史



### 1. 改正前の制度の概要

- (1) 控除対象配偶者とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上住所を有する個人を言います。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である人を言います。  
また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうちその年12月31日現在の年齢が70歳以上の人を言います。
- (2) 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の所得から38万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48万円）が配偶者控除額として控除されます。
- (3) 居住者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り）が、生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人に限り）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合には、その居住者のその年分の所得から、配偶者の所得に応じた一定の金額が配偶者特別控除額として控除されます。

### 2. 改正の内容

#### 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が下記の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が下記の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】の通り改正されました。

### 3. 適用時期

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。本年（平成29年）分の所得税については従前どおりです。

※地方税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しもされましたが、こちらの適用時期は平成31年分以後の個人住民税から適用となります。国税と地方税の適用時期が1年ずれていますのでご注意ください。

【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額（給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額）			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注)合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることは出来ません。



誌上

厚生委員会

## 健康相談 No.134

横須賀市立市民病院  
歯科口腔外科 診療部長

三宅 哲 先生

## ～骨粗鬆症(ビスフォスフォネート系薬剤)のお薬を使用されている皆様へ～

近年、骨塩量の測定が簡単にできるようになったり、高齢者の骨粗鬆症予防目的や癌の骨転移でお薬（ビスフォスフォネート系：以下BP製剤）が整形外科、婦人科、内科、リウマチ科、外科、泌尿器科、血液内科、呼吸器内科、腎臓内科などで投与されるケースが増えています。その際、投与する医師が顎骨壊死（顎骨骨髄炎）という副作用について説明するべきですが、残念ながら説明されない場合もあります。

このBP製剤は破骨細胞の活動を阻害し、骨の吸収を防ぐ薬剤です。骨粗鬆症、変形性骨炎、癌の骨転移、多発性骨髄腫などの予防と治療に用いられています。このお薬を継続的に服用されている方が歯科の外科的処置を受けると、顎の骨の壊死が起こることがあるということがわかっています。また、歯の不潔な部分から同様に顎骨壊死が発症することがあります。

これまでは歯科治療をする場合には休薬をして治療するべきであるという見解がありました。しかし、2016年学会から次のような報告がありました。

- ・BP製剤使用前に歯科を受信し、口の中の衛生状態改善し、抜歯などの歯科治療を投与開始2週間前までに終えることが望ましいです。
- ・すでにBP製剤を使用している方でも歯科治療を受けるべきであり、休薬しても症状が改善するとは限りません。

命に係わる疾患に使う薬のため使用を中止することは難しく、治療を進めるうえでは医師と歯科医師の連携は欠かせません。

## 注射剤の使用が増えています

- ・BP製剤は経口剤と注射剤があります。経口剤は医療機関から処方される薬ですので、ご自身で服用しているという自覚があります。しかし、注射剤になるとBP製剤を使用していると気づいていない方もおられます。適切な判断をするためにBP製剤の注射剤を使用しているかどうかを確認することは大切です。

## どのような疾患でBP製剤を使用していますか？

- ・癌の骨転移で使用している場合は、抗癌剤の影響も考慮する必要があります。

## いつ頃からBP製剤を使用していますか？

- ・骨吸収抑制剤のBP製剤は、骨密度増加効果と骨折抑制効果に関する長期間の医学的根拠が多く、骨粗鬆症治療薬の主流になっています。閉経前の方から高齢の重症な方まで幅広く骨粗鬆症の患者さんに投与されています。しかし、BP製剤は、長期間使用したことに関連するとみられる顎骨壊死が歯科治療では問題になっています。

- 1) 『投与期間が3年未満』でかつ『他にリスクファクターがない』  
侵襲的歯科治療を行っても差し支えありません。  
\*BP製剤の休薬は、原則として不要

- 2) 『投与期間が3年以上』又は『3年未満でもリスクファクターがある』  
判断が難しく、処方医と歯科医師で主疾患の状況と侵襲的歯科治療の必要性を踏まえた対応を検討する必要があります。

## 併用しているお薬はありますか？

- ・併用薬（ステロイド、シクロフォスファミド、エリスロポエチン、サリドマイド等）がある場合は、免疫機能の低下により顎骨壊死が発生するリスクが高まります。

近年では分子標的治療薬のデスノマブ（商品名ランマーク、プラリア）でも同様の副作用が多々報告されています。

(公社) 地域医療振興協会

横須賀市立市民病院

横須賀市長坂1-3-2

TEL 856-3136 FAX 858-1776

会員募集中!

## なぜ?80万社の社長たちは『法人会』に入会したのか!

- 法人会は、創設60年を超える全国で80万社が加入する団体です。
- 会社経営に役立つ税知識や経営情報を提供します。
- さまざまな業種の人と出会いは、新しいつながりとビジネスを生み出します。
- 法人会への参加が税に関する提言や社会貢献の力になります。

お問合せ：  
法人会事務局  
TEL 825-7100

## 平成29年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

### 1. 説明会日程

開催年月日	開催時間	対象地域等	説明会場
29年11月20日(月)	13時30分～16時	大津・浦賀地区	横須賀地方合同庁舎 2階共用会議室 横須賀市新港町1-8
29年11月21日(火)	9時30分～12時	久里浜・北下浦・西地区	
	13時30分～16時	追浜・田浦・衣笠地区	
29年11月22日(水)	9時30分～12時	本庁・逸見地区	
	13時30分～16時		
29年11月24日(金)	13時30分～16時	三浦地区	三浦市総合体育館・潮風アリーナ 三浦市初声町入江169

※説明会の開催時間の30分前から、会場受付で年末調整関係用紙を配付いたします。

- 携行品…①郵送された『年末調整のしかた』等の説明資料  
②出席票兼関係用紙請求書  
③筆記具
- 平成29年分法定調書及び同合計書の提出……平成30年1月31日までに税務署へ提出してください。
- 給与支払報告書及び同合計書の提出……平成30年1月1日現在の受給者の住所地の市町村毎に取りまとめ、平成30年1月31日までに各市町村に提出してください。
- お願い…①対象地域の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構ですからご出席ください。  
②説明会場には、公共交通機関等でお越しいただくようお願いいたします。  
(横須賀地方合同庁舎の駐車台数に限りがあり、説明会開始時間までに説明会場に入場できないことが予想されます。)  
**詳しくは、横須賀税務署 (☎046-824-5500) へ。**

## 新 会員紹介

(平成29年6月～29年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —  
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
<b>北部地区会</b>					
追浜東	(株)サンフェイス	溝口 岳大	浦郷町5-2931-2F	876-9871	建設業
<b>中央第1地区会</b>					
本町	(株)Triple cube	品川 弘行	本町3-11今井ビル3F	854-9593	飲食業
<b>東部地区会</b>					
大矢部	(株)エアープラス	久保田孝志	岩戸5-15-11	897-0798	空調メンテナンス・IT事業一式
<b>南部地区会</b>					
久里浜中央	* ナチュラルハートランドカフェ		久里浜4-5-2	874-6561	カフェ
久里浜西	(株)グローアップシステム	田中 豊隆	ハイランド5-3-10		情報サービス業
北下浦	(株)オレンジハウス	榎本 清秀	長沢4-12-13	848-2258	不動産業
北下浦	Bridge Bank(株)	大古幸一郎	グリーンハイツ3-1	874-5116	保険代理業
<b>西部地区会</b>					
長井	(医)社団健伸会 ながいクリニック	小川 伸郎	長井3-33-1	827-7323	医院
<b>三浦地区会</b>					
三崎第2	水上水産(株)	峰晴 清行	三崎5-245-2F	854-9595	鮭加工販売業
<b>市外</b>					
市外	* CN社会保険労務士事務所	鷺見 大光	横浜市戸塚区戸塚町3421-1SK117第6-104	045-435-9970	保険業・士業

\*は賛助会員です。



広報の窓

言霊 — はるかなる万葉 —

奈良県生駒郡斑鳩の里に建つ法隆寺は、聖徳宗の総本山で、聖徳太子が建立したとされる有名な寺である。

荘厳な建物の中に数多くの仏像が鎮座しているこの寺の価値は、歴史的にも美術的にも安易には計り知れない。



法隆寺

だが私が何よりも心惹かれるのは、この一斑鳩「イカルガ」という地名である。

「イカルガ」。古代の日本の地名でありながら、なんとエキゾチックな音の響きであろう。

この名は「イカル」という鳥の名が由来だという説がある。ムクドリ程の大きさの鳥で、大きな黄色いクチバシを持ち光沢のある黒い翼に、白い帯のような模様がある美しいこの鳥は、「ツキーヒーホシー（月）（日）（星）」と聞こえる独特なその鳴き声から三光鳥の異名を持つ。

思えば、日本語という神秘に満ちた言語には不思議な響きを持つ言葉がある。

「倭～ヤマト」「飛鳥～アスカ」「斑鳩～イカルガ」何故か心震える美しい響きを持った言葉。

遠い記憶の彼方に眠る微かなものを、呼び起されるかのようなそんな気さえる。

これらを表記通りの音で読めば、「わ」「ひちょう」「はんきゅう」となる。しかし表記とはまったく異なる語音を持つこれらの言葉に、どれほどの学者たちが魅せられ、その意味や秘められた謎解きに夢中になってきたことであろう。

まだ、母国語である日本語の確立さえ曖昧だったこの時代。



三光鳥（出典：ウィキペディア）

それでも言葉は「言霊」と呼ばれ、声に出した言葉が現実の事象に対して何らかの影響を与えると信じられ、神々との通信手段であったとさえ言われている。

後世の学者たちはこれらの言葉に意味を見出そうとした。

現在、最も有名な解釈は大和言葉による以下の解釈である。

アスカのアスは「足」カは「処」で「足をとどめる処」、イカルガはイカル「行く」ガは「処」で「行くところ」、「倭」は「委（ゆだねる）」に人が加わった字形。解字は「ゆだねしたがう」「柔順なさま」「つつしむさま」、また「うねって遠いさま」となっている。

今となっては、何故この漢字にこの音をあてはめたのか、いったいどんな意味を持たせたのか、真実を知る術はない。それは遠く…はるか彼方に眠る永遠の謎とも言える。

広報委員（株）関東ビルシステム 野澤 真知子



e-Tax宣言!!

申告も納税も、便利なe-Taxで!

(公社)横須賀法人会は e-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

# 税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。

人脈がひろがる 社会につながる



 法人会

税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

詳しくはWEBへ

